

## 令和7年 中間市農業委員会総会（12月）議事録

1. 開催日時 令和7年12月10日（水）16時00分開会～17時15分閉会
2. 開催場所 中間市役所別館3階 特別会議室
3. 出席委員 6名 会長 柴田 功 2番 白橋 宏 3番 貞末 重雄  
4番 日高 靖 5番 植本 壽 6番 井上 俊子
4. 推進委員 3名 丸山 政和 小西 一史 田中 久光
5. 傍聴者 0名
6. 事務局 4名 宮崎事務局長 花田補佐 坂本 熊井
7. 議事日程について  
議案第24号 農地法第3条の規定による許可について（利用権設定）  
議案第25号 農地平均賃借料の決定について  
協議事項第1号 農業委員の改選等について

### 【議事内容】

○○議長：ただいまの出席委員は6名で委員定数の過半数に達しております。よって、令和7年12月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願ひいたします。  
報告についての議題はありませんので議決事項を議題といたします。  
議案第24号「農地法第3条の規定による許可について（利用権設定）」を議題といたします。それでは提案理由の説明を求めます。

事務局：資料の1ページをご覧下さい。議案第24号「農地法第3条の規定による許可について（利用権設定）」について説明します。  
農地の所在中間市大字上底井野字正應寺○○○○外1筆。合計面積2,010m<sup>2</sup>。貸付人○○○○。住所北九州市八幡東区春の町○○○○。借受人○○○○。住所中間市大字下大隈○○○○。こちらの農地の位置図及び写真につきましては3ページに載せておりますのでご確認をお願いします。  
今回の申請地は位置図にありますとおり、市街化区域となりますので近隣は住

宅地となっております。対象地の上の方も農地となっております。現在は〇〇〇〇が耕作しておりますが、今後はこちらも〇〇〇〇が耕作する予定となっております。資料2ページをご覧ください。

農地法第3条の農地の権利移動は、同条第2項に全て該当しない場合が権利移動を受けられますので調査書の結果をご報告します。第2項第1号全部効率利用。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため該当いたしません。第2項第2号農地所有適格化法人以外の法人。譲受人は個人であり、法人では無いため該当いたしません。第2項第3号信託。こちらは信託ではないので該当いたしません。第2項第4号農作業常時従事。譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれますので該当いたしません。第2項第5号転貸禁止。許可申請に係る農地は、貸付人の所有農地であり転貸には当たりませんので該当いたしません。第2項第6号地域調和。申請地では、水稻の作付を行い、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。地元農業委員の〇〇委員と地元推進委員の〇〇推進委員、事務局で対象農地の現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認していますのでこちらも該当いたしません。説明は以上です。

〇〇議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件について、ご意見ご質問等はありませんか。

〇〇議長：無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は举手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第24号を終わります。

〇〇議長：続きまして、議案第25号「農地平均賃借料の決定について」を議題といたします。それでは提案理由の説明を求めます。

事務局：はい、資料7ページをお開きください。

議案第25号「農地平均賃借料の決定について」です。

議案第25号は総会資料に加え、「参考資料①、②」と「農地の賃借料情報提供の手引き」を使って説明いたします。

平均賃借料とは、農地法が平成21年度に一部改正され、標準小作料制度が廢

止となったことから、農業委員会で農地の平均賃借料を決定し、農地の賃貸借を行う際の参考としてもうものとなります。

毎年1月から12月までに利用権が締結された賃貸借の10a当たりの賃借料の平均値を算出して翌年の平均賃借料としております。

今回、手引き4ページに基づいて、本市の地域区分を上底井野、中底井野、砂山、垣生、下大隈の市街化調整区域内における農地として令和7年中に締結した賃貸借の賃借料を算出したものが参考資料のとおりとなっております。

今回、賃借料の案として2通り作成しております。

これは、令和7年度の平均賃借料までは、使用貸借で契約している分は0円として件数に含めて算定しておりましたが、近隣では使用貸借は含めずに算定しているため、本市でも今後この取り扱いを同様とするか皆様に判断してもらうためです。

参考資料①をご覧ください。案1は今までどおり使用貸借を0円として件数に含めて算定したものです。令和7年1月から12月までに利用権が締結された総件数が214件。賃借料の最大値は11,000円、最小値は0円となっております。

次に、農地の賃借料情報提供の手引き10ページをご覧ください。特殊な取引によるデータは全賃借料データの平均値のプラスマイナス70%を超えるものは除外することとなっております。

参考資料①に記載している計算結果のとおり、全賃借料データの平均値は5,557円。この平均値に70%プラスした額は9,446円で、この金額を超える件数は116件。平均値の70%マイナスした額は1,667円でこの金額以下の件数は94件となります。

この特殊取引を除外した後のデータ件数は4件。最大値8,000円、最小値5,000円で平均賃借料は10円以下を切り捨てた5,700円となり、令和7年度の平均賃借料10,100円から4,400円減額となっております。

総会資料8ページと参考資料②をご覧ください。案2は使用貸借を除いて算定したものです。

令和7年1月から12月までに利用権が締結された件数から使用貸借となっている94件を除外し、総件数は120件。賃借料の最大値は11,000円、最小値は5,000円となります。

次に、手引き10ページをご覧ください。特殊な取引によるデータは全賃借料データの平均値のプラスマイナス70%を超えるものは除外することとなっております。

参考資料②に記載している計算結果のとおり、全賃借料データの平均値は9,909円。平均値に70%プラスした額は16,846円でこの金額を超える件数は

0件。平均値に70%マイナスした額は2,973円でこの金額以下の件数は0件となります。

この特殊取引を除外した後のデータ件数は120件。最大値11,000円、最小値5,000円で平均賃借料は10円以下を切り捨てた9,900円となります。

今回、皆様で来年度の賃借料について事務局から提案している案1、案2のどちらにするかという話し合いと物納の目安についてもご検討いただければと思います。説明は以上です。

○○議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件について、ご意見ご質問等はありませんか。

○○委員：案1は件数が4件。案2は120件でしょう。案1はサンプル数が少なすぎるのではと思います。

○○議長：何かほかにご意見は無いでしょうか。確かに、案1の賃借料5,700円というのは農家にとってはありがたい金額でしょうけど、急激に下がりすぎるのはいうのと、米価も上がってるからですね。

事務局：今年の平均賃借料が10,100円で提示しております。事務局としても案1だと大きく下がりすぎではというところです。

○○委員：案1だと所有者の方としては納得しにくいと思います。

事務局：近隣に確認したところ、まだ、算定はしていないことですが、今年度と変わらないくらいで大体10,000円前後となる想定のことです。

○○委員：案2が妥当かなと思います。

あとは物納の玄米のキロ数ですよね。今の現状では金納と物納で金額的に合わないんですよね。10,000円で50kg買えるのかということですよね。実際、今は買えないですよね。

○○議長：売る人によるんでしょうけど、農協は1等コシヒカリで玄米で15,000円くらいですかね。

○○委員：物納の方が所有者としてはメリットが大きいとみられますよね。だから、金納と同等とするなら30kgくらいに下げないとなと思うんですよね。ま、でもそ

こは皆さんで話して決めてもらえたと。あくまで目安ですもんね。

○○議長：以前もこの件を上げてもらったときも話したんですが、本来この場で決めるべきでは無いんですが、目安として出してくれとの意見があつたので昨年くらいからこういう形で提案させてもらつてます。

あくまでも目安で、相対の物納の時ですよね。ただ、今年は米価が高かつたけれど来年はどうなるか分からぬから、この部分をコロコロ変えるのもどうかというところです。ニュースとかでは来年は下がるだらうとの話もあるみたいですから。今回話しているのは来年1月以降の目安として決めるものです。

まず最初に金納の分について案1と案2のどちらにするかですね。案2でいくなら今後は契約件数によって金額が上がる可能性もあります。

○○委員：今年はいくらだったんですかね。

事務局：10,100円です。案2だと200円マイナス。案1だと4400円になります。

○○委員：案1だとちょっと。農業者は嬉しいですけどね。

○○議長：過去にもあつたんですけど。あまりにも下げすぎると他地区の人に貸した方が高いとかで所有者がそちらに貸すことが出てくる可能性もあります。

○○委員：案2の方が波風立たずに行くと思います。ただ、物納の分は45~50kgだとちょっと。金額からすると30kg位を目安として出していた方がいいかなと思います。あとは双方で話して決めてもらうわけですから。近隣の物納はどんな感じですか

事務局：近隣は、来年度についてはまだ算定はしていないということでした。遠賀町はHPに記載しているとおり物納で35kg。鞍手町は45kg。水巻町、芦屋町、岡垣町は物納については提示しておらず、金納のみとのことでした。

○○委員：そもそも。この案1と案2でこんなに変わるのは。

○○議長：この算定方法は分かりにくいですよね。事務局、かみ砕いて説明できますか。

事務局：平均値を出す時の件数が使用貸借を含めた場合は多くなるので差がでていま

す。昨年より契約件数が多くなっていて、かつ、その中で使用貸借の0円が多いのでそれが原因かと思います。

○○委員：現実的に10,000円でかして、今年も10,000円で契約しました。で来年から5,000円になりましたといつても誰も納得しないですよね。計算方式がおかしいのかなと思ってしまいます。

○○議長：私が分かる範囲で説明します。1年間で契約した件数となります。過去の分は関係ありません。案1は使用貸借を含めて平均値を算出しており、案2は使用貸借の件数は含めないで平均値を算出する。その後、最小値と最大値は除外するので金額に差が出ます。それであつとるよね。

事務局：はい。案2は最初から使用貸借を除く。案1は使用貸借を含める。案2は割る数が少なくなるので平均値が上がるということになります。

○○委員：この特殊取引データが4件とかなってますけど。今後もし、1件とか0件とかになったらどうなるの。0件だったら0円になりますよね。そんなのあり得ないと思います。

○○議員：それもですが、前から言っていましたが、米の量とかを入れるとか話し出しが間違います。表示してないところが多いのに、近隣が表示しているからといって言い出したでしょ。それは借りてる人がしやすいように言い出したことではかの人たちは何も言ってないでしょ。まだ45kgとか言いよるけど昔から預かってる人は農協を通して契約していたのが中間管理機構に変わって使用貸借として契約している。そういう人たちは1反60kgとかで払っているんじゃないですか。今年1反60kgぐらいとして仮払い29,000円くらいとしたら、1反1万で所有者が納得しますか。物納で米をもらうんやったらいいけど、10年1万円で契約して、米の値段が下がらんやつたら1万円やんかと思うかもしれませんよ。そうなつたら解約して個人間で預けた方が話しやすいと言うかもしだれんよ。

○○議長：そうですね。

○○議員：田んぼの値段を落とすばっかりや無くて、ある程度守ってやらんと。今貸して人たちもそんなもん出し切らんよってなります。中間管理機構は今大体1万から9,000円くらいでしてると思います。10年契約では先々下がるやろうと言

うことで大体 10,000 円かかるくらいでずっときてますよね。でも今の田んぼの値段では米の値段が上がってきたとき、田んぼ貸してる人達からしたら「とても儲かっているのに俺たちには何も無いんやね」とか言う話ちらほら出てくるんじゃないですか。

○○議長：所有者からしたらそう思われる方もいると思います。

○○議員：地主の人たちの代が変わってそんなこという人もいなくなってきたから、それで収まってるけど、理屈の分かる人が出してくれば「あなたのとこには貸さんよ、途中で解約してもいいんよ」という人も出てくるかもしれませんよ。

○○議長：そうなったら今までの集積とか集約とか壊れてきますよね。

○○議員：だから農業委員会が国が進めている集積を進めていくのであれば、今借りてる土地をみんなで預かっていって、みんながしやすいように分配していくっていうやり方でしょう。それを守っていくためにはある程度田んぼの値段も必要だと思います。物納とかのkg数を減らしていくとかではなくて。自分たちばっかり儲かって、地主達にはお金が入ってこないじゃないかとか。昔はこんくらいもらえよったけど今は 40 kgとか 35 kgとかやつたらね。こんなやつたらよそに貸した方がいいってなりますよ。いい条件の方に貸すって。

○○議長：その可能性はあります。うちは隣接している地域が多いので近隣の農業者の方が条件がいいってことで貸していることもあります。

○○議長：私の個人の意見としては案 2 でいくのが妥当だと思いますが、まず、皆さんで平均額について決めたいと思いますがどう思いますか。そのあと物納について話しましょう。賃借料についてはどうですか。何かご意見は無いでしょうか。

○○委員：案 1 だったら賃借料が安すぎるし、参考とする件数も少ないので案 2 でいくしかないのではないですか。

○○委員：地主さんからしたら 9, 900 円も安いって言われるかもですね。

事務局：あくまで平均賃借料ということで公表するので。

○○議長：このとおりの金額を守らないといけないわけでは無いです。この平均金額を参

考に双方で決めていただくものです。

○○委員：翌々考えたら昨年が10, 100円で米の金額も上がっていっているのに下げるっていうのも考えものですよね。来年下がるかもだったら来年下げる方向で考えるとして、現状維持でもいいんじや無いですかね。

○○議長：でも、10年契約になったときは10, 100円とかよりも押さえて9, 000円とかもあったりしましたよね。

事務局：はい。契約するときに双方納得して9, 000円や8, 000円とかになっていたりします。

○○議長：金額の話をするときに先々さがっていくからうちは9, 000円くらいで保証しますよ。もし下がっていっても10年先まで9, 000円ですよ。っていうような話をして契約されているんじゃないですかね。

○○議長：今年に関してはほとんど10, 000円が多いですね。ただ、今回の資料の中で最大金額として11, 000円の人もいます。まあ、親戚とかかもですね。

○○議長：田んぼの状況によりますよね。整備された田んぼならいいけど、整備されていない田んぼにその値段を出すのかってなったときはですね。

事務局：金額を下げる理由をきちんと説明して下げる方もいらっしゃいますね。

○○議長：平均賃借料は案2ですとして、物納の10アールあたり玄米で45～50kgの分について、皆さんどう思われますか。

○○委員：金納も下がったので物納も少し工夫されるのはどうです。近隣で35kgとか出しているところもあるので。

事務局：先ほどお伝えした内容は今年の話です。近隣は年明けの農業委員会で平均賃借料等を決めているとのことでした。

今後は物納の記載をしないようにするのか、載せるのであればどうするかというところです。若しくはkg数を入れているところを賃借料の水準と同等とするとかにされるかですね。

そもそも、前までは物納の記載はしてなくて、2年前くらいから要望により載せるようになってます。

○○議長：あくまでも参考として提示するものです。45～50 kgにするのか。来年の物納に関する話だからですね。もし、来年米の金額が下がったりしたらこのkg数が適正なのかですよね。このkg数を決めたときは米の値段が大体13,000～14,000円くらいのときに設定したときのものですからね。小作料10,000円として換算してそのくらいということで決めたと思います。

○○委員：今のお米の価格が30,000～40,000円とあつだたら10kg20kgとかになる。

○○委員：金納より物納の方が儲かるという。計算高い人はそう言います。

事務局：載せてしまうとそうなりますよね。

○○委員：金納で1万もらうくらいなら米1俵もらった方が3万になりますからね。3倍の小作料になりますよね。今年は米の価格が上がったからですね。

○○議長：私の案としては、45～50kgを40～50kgに少し下げるとかですね。

○○委員：それか2年前にもどして消すかですね。

○○議長：話をまとめますと賃借料については案2でいくとして、物納に関してはもし消した場合は、また、記載するとかは難しいので無難なところで様子見として現状維持とすることとして、来年以降見直すということでよろしいでしょうか。

○○議長：賃借料水準相当の記載は消した方がいいのでは、水準相当だったら9,900円と同等になって物納の参考として記載しているkg数と合わなくなってしまうので。

○○議長：わかりました。その部分は削除します。

それでは採決をとります。本件について案2に賛成の方は挙手お願いします。全員賛成のため、原案のとおり承認されました。

これで議案第25号を終わります。

○○議長：次に協議事項についてを議題といたします。協議事項第1号「農業委員の改選等について」を議題といたします。それでは提案理由の説明を求めます。

事務局：はい。資料10ページをお開きください。

協議事項第1号 農業委員の改選等についてです。

協議事項第1号は総会資料と別にお配りしている参考資料を使ってご説明します。

農業委員等の任期が令和8年7月19日で満了となり、改選を行うために検討していただきたい事項等がありますので、今回協議事項としてあげております。

まず、最初に委員の選出方法が令和2年の改選から公募に変更となった際に令和元年11月の農業委員会総会で決定された内容等についてご説明しますので資料①をご覧ください。

農業委員の定数は、農業委員会等に関する法律第8条及び同法律施行令第5条に基づき上限14名として市町村の条例で定めることとなっております。

本市は総会で川西地区（上底井野、中底井野、砂山、垣生、下大隈）から各1名ずつ、川東地区1名、中立委員1名の計7名を定数とすることが決定し、中間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定しております。

また、農業委員定数の過半数が認定農業者であることが要件となるため、4名が認定農業者である必要があります。

農地利用最適化推進委員の定数は、農業委員会等に関する法律第18条及び同法律施行令第8条に基づき、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数以下であることとなっております。

本市の農地面積272ヘクタールを100ヘクタールで除した数は2.72人。1未満の端数は切り上げとなり、定数は3名となります。

3名の地区分けについては、令和元年11月の総会で上底井野・下大隈地区で1名、中底井野地区で1名、砂山・垣生地区で1名と決定しております。

次に改選の流れについてです。資料②をご覧ください。

農業委員は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命されます。

農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者の中から農業委員会が委嘱することとなります。

選出の方法は市の広報、ＨＰで広く周知して自薦及び他薦による公募を行うとともに各地区の生産組合長及び認定農業者協議会へ推薦依頼を行う予定としております。

各地区の生産組合長及び認定農業者協議会につきましては、各地区の生産組合員、協議会員で話し合いのうえ、推薦してもらうこととしております。

改選に関するスケジュール案は、資料②の2ページに記載とおりで、前回の改選と同様のスケジュールで作成しております。

参考資料③につきましては、福岡県農業会議から改選に向けての確認事項等となっておりますのでお読み取りいただければと思います。

今回の検討事項は、農業委員の女性登用についてです。資料③をご覧ください。

先日、九州農政局職員が来庁され、資料④のとおり、国が推奨している委員定数の30%以上が女性となるよう、女性登用について協力のお願いがなされました。本市は女性農業委員を中立委員として1名を登用している状況を報告したところ、現状維持できれば2名を目標にとのことでしたので、皆様で協議のほどよろしくお願ひいたします。また、併せて2地区をみている推進委員をどうするのかということで、砂山・垣生地区は2期続けて砂山から出していただいているので、次は垣生地区にされるのか。上底井野・下大隈地区は今回、上底井野地区から出していただいているので、次は下大隈地区から出されるのかということで協議いただければと思います。

説明は以上です。

○○議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件について、ご意見ご質問等はありますか。

○○議長：いいですか。農業委員の7人ですけど、各地区から1名ずつと書いておりますけど、私が聞いていたのは砂山と垣生から推進委員と農業委員どちらかをだすという話だったですよね。

農業委員は認定農業者が4人いないとなので砂山と垣生からが農業委員と推進委員をどちらかがするという話を聞いたんですけど。任期ごとに話し合って決めていくと聞いていたんですよね。砂山と垣生だけがそういう風になっているんですかね。

事務局：資料を見る限りでは推進委員は砂山・垣生でひとくくりなのでそこを話し合ってもらうのかなと。

○○推進委員：垣生地区から農業委員というのは決まってなかつたんではないですか。

事務局：当時の資料では各地区から一人ずつとなってます。

○○推進委員：私が初めて推進委員になったときに聞いたのは、垣生と砂山のどちらかから推進委員、農業委員をだすと。垣生地区には認定農業者はいないですね。だから砂山と垣生地区からどちらかが農業委員してどちらかが推進委員をするという風に聞いたんですけど。

○○議長：私はそういう記憶はないんですけど。ただ地区分けすると生産組合の関係で垣生から出すから、砂山地区からは自動的に認定農業者になるのかなと

○○推進委員：そうでは無くて。砂山と垣生で話し合ってどちらからかがと聞いてます。ほかの地区は認定農業者がでないとなので。垣生地区だけなんですね。認定農業者がいないの。そういう風に聞きましたけどね。

○○議長：地区での話だと思うので私は知ないです。

○○推進委員：認定農業者については認定農業者協議会から出してもらう。垣生地区からだすというのでは無く、垣生・砂山からどちらかを出すということで聞いています。

事務局：手元の資料1というのがあります。これは議事録に基づいた資料であります、当時の農業委員会の皆様で決めたのが各地区から1名ということで議事録が残っております。ただ、今後どうやっていくかというところは、この内容を変えるのであればこの場で話し合ってもらえばと思いますし、先ほどの話のようなことであれば、皆さん納得していただけるのであれば議事録にも残して引きついでいこうと思っております。

○○推進委員：議事録がどうのとかは知りませんけど、私がなったときはそういう説明でなってます。認定農業者は4名と。垣生から一人農業委員を出すという話では無かった。

事務局：今私が説明した内容は農業委員会で当時の農業委員が話し合った議事録がこのようになっているということが1点と認定農業者が半数を占めないとけないというところもあるんですけども推薦・公募についてはどなたが申込されても

いいんです。そのあとに選考委員会で決めていきます。

○○推進委員：だからそれはあくまで認定農業者協議会からでてくるのについては、とおすと  
いうことですか

事務局：点数を付けて判断します。認定農業者協議会から推薦されたときの点数と生  
産組合から推薦されたときの点数は同じです。ただ推薦された方の農業従事  
の状況等、その他も踏まえた上でどなたを農業委員とするかは、選考委員会  
で決めているというところです。

○○推進委員：じゃあ、私が推進委員に就いたときに聞き間違いだったってことですか。

事務局：説明間違の可能性もあるかと思います。

○○推進委員：農業委員が砂山から2人出て、垣生から推進委員がでれば砂山から認定農業者  
の農業委員とそうでない農業委員。認定農業者が2人出てもいいんですけど。  
認定農業者協議会からの推薦で無くても認定農業者がでてもおかしくは無いと  
思うんですよね。私はそういう風に聞いたんですけどね。

事務局：それで私どもも調べたところこの資料の形で残っていたのでそれを説明した次  
第です。今回○○委員が欠席されているのでその部分もどうするかですね、農  
業委員会の皆様で話し合ってもらえばというところでです。

○○推進委員：反対に言えば砂山から推進委員がでなくて、垣生から農業委員と推進委員がで  
てもいいってことですよね。

○○議長：委員の申込は自薦・他薦できるからですね。

○○推進委員：そういうことではなくて。私は砂山と垣生のどちらかということで言われたん  
ですよ。垣生が農業委員になるんだったら砂山が推進委員ですよ。砂山が認定  
農業者以外の人で農業委員をやれば垣生は推進委員で、垣生は農業委員がいな  
くなるんですよ。

○○議長：2人、3人何人でも立候補してもいいんですよ。過去にもありましたよね。自  
薦・他薦で生産組合が推薦するのがですね。ただ最終的には選考委員会で決ま

るからですね。

○○推進委員：でもあれでしょ。川東地区1名とかいうのも各地区の生産組合から出てきたのを点数付けてやっていくということですね。

○○議長：そうです。以前もありました。生産組合から別々の方がそれぞれ推薦されていて、それを選考委員会等で決定してますので、何人出されてもいいとは思いますけど。

○○推進委員：ただ自分が聞きたいのは、もう2期やっているのでするせんは別として、そのところはつきり聞いて、砂山生産組合にはつきり伝えとかないといけないんだけど。今までではそういう風に説明していたんですけど。

事務局：調べた結果がこの資料になります。その説明がきちんと伝わっていないのかと思っていたのですが、議事録等を調べる限りですとこのようになっています。

○○推進委員：議事録っていうと農業委員の人数を変更したときですか。

事務局：はいそうです。そのときの農業委員で話し合った内容がこの資料になりますので。今後もこういう形でするのかというところもございましたので、それで今回、農業委員会の選出についてどのように進めていったら良いかということを協議事項としてあげた次第です。

○○推進委員：だったら、砂山でもよその地区でも推薦されれば最終的には点数等つけてそれでいくということですね。だけど認定農業者だったら通さないといけないでしょ。

事務局：半数が認定農業者である必要がありますから。

○○推進委員：なら点数はうんもすんもないやないですか。

事務局：申込者の方が認定農業者であればその分の点数がつきます。

○○推進委員：最初の時にそういう話を聞いとったんですけどね。やけ、次の任期が切れたときに垣生とどちらにするかって話で。垣生は認定農業者で無い農業委員か推進委員という認識でいました。

○○推進委員：垣生に出せる人がおらんので、砂山から認定農業者の農業委員と推進委員がでて、垣生からは認定農業者でない農業委員という形に今なってるんでしょうね。

○○推進委員：議事録には垣生から農業委員を1名出さないけんってなってるんでしょうね。

事務局：農業委員会の話し合いの中でそういう取り扱いにしましょうという話ですね。それともうひとつ、女性農業委員についてですね。全体の3割を目標にということなので。福岡県農業会議での研修でも今後の課題としてよくあげられております。

○○推進委員：そういうことになれば、垣生を落とすしかないということではないですか。

○○議長：ちょっといいですか。○○委員はまだ総会に参加できない状況です。電話で話したんですが、本人はもうできないかもというような話も出てきます。

○○推進委員：地域計画のときの話し合いでは、垣生地区は生産者がいないので今後は砂山地区にお願いしますというような話を聞いていたのですが。

事務局：今回○○委員が会長に今後どうするかは会長に一任しているとのことでした。

○○議長：はい。電話で自分はもう続けるのは難しいので、今後どうするかは私に一任するというような話があってます。もし、垣生からだれも出さないのであれば女性枠をという話はしますが、そしたら垣生地区の女性で探しますというような回答だったので。まだその部分を話し合うんですよという説明はしているんですけどね。

○○推進委員：そもそも、自分が聞いた話と全然違うということですね。

○○議長：そのとき説明された方がもしかしたら勘違いされていたのかもしれないですね。

○○委員：女性候補者が出てくるのはいいですよね。

○○推進委員：砂山から。まあ外の地区からもですけど。農業委員を出そうとしたら認定農業

者しかできないようなそんなやり方はどうなんですかね。

事務局：市としてはまず、生産組合の方に推薦のお願いを行うこととしております。

○○推進員：最初の時は生産組合から推薦とか無かったですよ。

事務局：最初がどうだったかというところはございますが、生産組合の中に市内の農業者の方がおられるからですね。まずは生産組合に推薦の依頼をと思っているところです。

○○議長：私個人としては垣生地区の意向を確認した上でその枠を女性枠にできればなどという思いがあります。

貞木重雄委員：生産組合に依頼したらどうですか。

事務局：そもそも各地区の生産組合長と認定農業者協議会には推薦依頼を行うこととしております。

○○議長：○○委員からは落ち着いたら話しますというようなことを言われましたが、いつになるかがわからないです。

○○推進員：それを待ったところで、女性枠を作ろうとしたら認定農業者がいない地区をそうするしかないのでは。国が認定農業者が半数以上いるという決まりがあるんだから。認定農業者がいる地区が4つしかないでしょう。地区の縛りはないとはいえ、一つの地区から4人も農業委員になるというような話にはならんでしょう。

事務局：選考委員会でも、農業委員会で各地区から農業委員をだしましょうという話になっているということを基に諮っていきたいというところです。

○○議長：推進員については認定農業者でなくていいけれど、手当は農業委員と同等にして、そのかわり総会は出席してもらうこととしております。他の市町村は必要な場合のみ出席するということになってますけど。

○○議長：見直してもいいんですけど。これは今月決めとかないけないんですかね。

事務局：来月の総会までに、農業委員会の皆様で考え方の案と推進委員の砂山・垣生地区をどうするかを決めていただきたいです。

○○議長：今回の協議事項については、垣生地区の意向を確認した上で決めたいと思いますので、来月の総会に持ち越します。皆様方も情報を集めていただければと思いますのでよろしくお願いします。

○○議長：続きまして、「その他」を議題といたします。何かご意見はありますか。

事務局：-令和7年度福岡県農業委員会研修大会について-  
-1月総会について-

○○議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、○○委員、○○委員を指名いたします。

以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。  
お疲れ様でした。